

県政参画電子アンケート実施要領

1 目的

鳥取県民参画基本条例（平成 25 年鳥取県条例第 3 号）第 6 条の趣旨を踏まえ、県政課題の意思決定過程において、県民参画を進め、県民の意識・意向を県政に反映させるため、あらかじめ公募により選考した県政参画電子アンケート会員（以下「会員」）に対して、随時インターネットを利用してアンケート調査を行い、迅速に集計することで、県民の意向を速やかに把握する。

2 会員の活動内容及び登録資格

（1）活動内容

とりネットの県政参画電子アンケート画面（以下「とりネット」という。）にアクセスして、県政に関する質問に回答する。

（2）調査回数

概ね年 1 5 回程度（施策の状況等によって増減する可能性あり）

（3）会員資格

ア 満 1 6 歳以上（会員登録の日の属する年度（以下「会員登録年度」という。）の末日までに満 1 6 歳に達する者を含む。）の鳥取県内に在住又は通勤、通学している者のうち、インターネットの利用が可能で日本語で電子メールのやり取りが可能な者。ただし、常勤の鳥取県職員、鳥取県議会議員を除く。

なお、会員資格を喪失した者は、当該喪失の日から 1 年度以上経過しなければ会員登録することができない。

イ 次の者は会員資格を失う。

- ① 退会を申し出た者
- ② 会員登録年度の翌年度 3 月末時点で終了しているアンケートに 1 度も回答していない者
- ③ 4 の（4）の通知が 3 回以上不達となった者
- ④ 4 回の任期更新が行われた者

（4）会員定数

1, 0 0 0 人程度

（5）任期

会員の任期は、会員登録の日から会員登録年度の末日までの 1 年以内とする。ただし、2 の（3）のイに該当する者を除き、会員登録年度を含む 5 年度に限り自動更新する。

（6）会員登録方法

県政参画電子アンケートの参加希望者自らが、とりネットにアクセスして、会員登録の手続きを行う。

（7）会員情報の変更

会員登録の際に登録した会員情報（メールアドレス・住所・氏名・電話番号）に変更が生じた場合は、会員自らがとりネットにアクセスして、会員情報変更手続きを行うとともに、変更した内容は速やかに県民課まで電子メール又は電話により報告を行わなければならない。なお、会員情報変更の手続きを怠ったことにより 4 の（4）の通知が 3 回以上不達となった者は会員資格を失う。

（8）会員の決定

会員の決定は、会員任期を自動更新する者を優先し、新規登録者は、その登録順に会員定数を上限として会員に決定する。

（9）その他

県は、活動に対する謝礼として別に定める基準により、会員に謝礼品を贈呈する。

3 調査対象

調査対象は、迅速に県民の意向を把握する必要がある県政課題であり、原則、選択式により調査できる事項とする。

なお、パブリックコメント実施案件については計画策定段階等における電子アンケートの実施に努める。

4 実施方法

- (1) アンケート調査を希望する所属（以下「担当課」という。）は、別紙1「県政参画電子アンケート調査実施申込書」を県民課に提出し、協議を行う。
- (2) 県民課は、協議の結果、この調査を利用することが適当と判断した場合は、担当課にその旨連絡を行う。
- (3) 担当課は、アンケート調査票を作成し、県民課と協議する。
- (4) 県民課は、アンケート調査票をホームページに公開すると同時に、アンケートを実施する旨を会員に電子メールで通知する。
- (5) 会員は、とりネットにアクセスして、利用者 ID 及びパスワードを入力してアンケート画面を開き、アンケートに回答する。
- (6) 県民課は回答の集計を、担当課は「その他」として記述された回答の集計結果及びアンケート結果や記述意見の県政への反映等（別紙2）を作成し、県民課がとりネットへ掲載する。

5 県民の声等対応責任者の職務

県民の声実施要領（平成13年11月30日付県民第437号県民室長通知）の「8 県民の声等対応責任者の設置」に規定する県民の声等対応責任者は、県政参画電子アンケートの実施に際して、次の職務を担う。

なお、県民課は、必要に応じて県民の声等対応責任者が電子アンケートに関する職務を遂行する上で必要な知識を付与するための研修を実施する。

- (1) 電子アンケート実施について総括し、実施スケジュールを把握するなど進行管理に努めること。
- (2) 電子アンケートを効率的に実施できるよう、所属内職員に対して、アンケートの手法、設問の作成及び分析等について指導・助言を行うこと。

附 則

この要領は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月15日から施行し、平成24年度実施分から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。